大磯町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

大磯町営自転車等駐車場条例(平成5年大磯町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に改める。

第2条の表を次のように改める

名称	位置
大磯町営駅前自転車駐車場	大磯町大磯904番地6

第3条中「の各号」を削り、同条第3号中「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に 改める。

第4条第2項中「規定により利用の」を削り、「第1項」を「同項」に改め、同項 第2号中「支障が」を「支障を生じさせるおそれが」に改め、同項第3号中「その他」 を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第5条第1項中「駐車場の利用」を「前条第1項の」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「常時駐車」の次に「(継続して利用するために1月を単位として駐車料を納付するものをいう。以下同じ。)」を加え、「、規則」を「規則」に改め、「随時駐車」の次に「(24時間を限度として、1回の利用の都度、駐車料を納付するものをいう。以下同じ。)」を加え、「、利用」を「利用」に改める。

第6条中「町長は、」を削り、「町長が」を「町長は、」に、「認める者は」を「認めたときは、」に改める。

第8条中「、次の」を「次の」に改め、同条第1号中「に規定する利用承認の条件に違反した」を「各号のいずれかに該当するに至った」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

名称	利用区分			
大磯町営駅前自転車駐車場	自転車	原動機付自転車	普通自動二輪車	(総排気
	量が0.125リットル以下のものに限る。)			

別表第2(第5条関係)

区分	駐車料		
[常時駐車(月額)	随時駐車(1回)	
自転車	1,550円	110円	
原動機付自転車	2,580円	220円	

普通自動二輪車 (総排気量が0.125リットル以下	3,610円	320円
のものに限る。)		

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の利用に係る駐車料について適用し、施行日前の利用に係る駐車料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 施行日以後の利用に係る利用の承認、駐車料の納付その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。

平成27年6月5日提出

大磯町長 中 﨑 久 雄